



栃木県公報

令和元（2019）年
9月10日（火）
第37号

目 次

告 示

- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定…………… 341
- 県営土地改良事業計画変更の決定…………… 341
- 道路の供用開始…………… 342

公 告

- 栃木県総合文化センターの利用料金の承認…………… 342
- 令和元（2019）年度砂利採取業務主任者試験の実施…………… 350

告 示

栃木県告示第234号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年 9 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950200212	デイサービスセンター春日和	足利市堀込町2462-1	株式会社ワールドステイ	足利市堀込町2462-1	令和元（2019）年9月1日	放課後等デイサービス
0950200220	デイサービスセンター天王	足利市福居町750-1	社会福祉法人豊岡福祉会	足利市福居町334-1	令和元（2019）年9月1日	放課後等デイサービス
0951000140	デイサポートなか喜KIDS	大田原市浅香3-3599-10	株式会社渡辺建設	栃木市大宮町2100-13	令和元（2019）年9月1日	放課後等デイサービス

（障害福祉課）

栃木県告示第235号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和元（2019）年 9 月10日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営矢野口地区土地改良（区画整理）事業	令和元（2019）年9月11日から同年10月10日まで	令和元（2019）年10月25日	上都賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年9月10日から同年10月9日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年9月10日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
62	一般県道石末真岡線	真岡市上大田和165-3から真岡市上大田和209-4まで	令和元（2019）年9月10日

（道路保全課）

公 告

○栃木県総合文化センターの利用料金の承認

栃木県総合文化センター設置及び管理条例（平成3年栃木県条例第2号）第9条第2項後段の規定により令和元（2019）年10月1日以後の利用料金を次のとおり承認したので、栃木県総合文化センター設置及び管理条例施行規則（平成3年栃木県規則第26号）第19条の規定により公告する。

令和元（2019）年9月10日

栃木県知事 福田 富一

1 ホール、会議室等の利用料金

利用区分		利用時間区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
メ イ ン ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平日	33,000円	61,600円	83,600円
		土曜日、日曜日及び休日	41,300円	77,100円	103,000円
	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	42,800円	80,000円	106,000円
		土曜日、日曜日及び休日	53,600円	100,000円	134,000円
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	49,500円	92,400円	124,000円
		土曜日、日曜日及び休日	61,800円	114,000円	155,000円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	66,100円	121,000円	166,000円
		土曜日、日曜日及び休日	82,600円	152,000円	207,000円
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	82,600円	152,000円	207,000円
		土曜日、日曜日及び休日	102,000円	191,000円	260,000円
	入場料を徴収しない場合	平日	12,600円	23,600円	31,900円
		土曜日、日曜日及び休日	15,600円	29,600円	40,000円

サブホール	1,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	16,300円	30,700円	41,700円	
		土曜日、日曜日及び休日	20,500円	38,300円	52,200円	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	19,000円	35,400円	48,100円	
		土曜日、日曜日及び休日	23,700円	44,400円	60,200円	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収する場合	平日	25,200円	47,300円	64,300円	
		土曜日、日曜日及び休日	31,600円	59,100円	80,300円	
	5,000円を超える入場料を徴収する場合	平日	31,600円	59,100円	80,300円	
		土曜日、日曜日及び休日	39,500円	74,000円	100,000円	
	第1楽屋から第4楽屋まで、第10楽屋及び第11楽屋（1室について）			770円	980円	1,330円
	第5楽屋から第9楽屋まで（1室について）			2,230円	3,020円	3,700円
第12楽屋及び第13楽屋（1室について）			980円	1,330円	1,670円	
特別会議室			15,500円	20,800円	26,000円	
第1会議室			12,000円	15,900円	20,000円	
第2会議室			7,410円	9,900円	12,300円	
第3会議室及び第4会議室（1室について）			6,730円	8,990円	11,100円	
第1和室及び第2和室（1室について）			1,900円	2,570円	3,130円	
音楽練習室			4,710円	6,280円	7,860円	
古典芸能練習室			2,790円	3,700円	4,710円	
演劇練習室			4,360円	5,830円	7,290円	
リハーサル室			7,630円	10,100円	12,600円	

備考

- 1 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいい、入場料に2以上の区分がある場合は、そのうちの最高の額をいう。
- 4 やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額は、3ホール、会議室等の時間外利用料金のおりとする。
- 5 メインホール又はサブホールを専ら準備、片付け又はリハーサルのために利用する場合の利用料金の額は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 6 平日にメインホールの1階席（846席）のみを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 7 1月にホールを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 8 利用日の60日前から14日前までにホールの利用を申込み場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

9 ホールを利用する場合で、当該利用日の60日前から前日までの期間に当該利用のためにリハーサル室及び練習室を利用する場合のリハーサル室及び練習室の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

10 5から9までの場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 ギャラリーの利用料金

利用区分		利用時間	午前9時から午後7時まで	
第1ギャラリー			入場料を徴収しない場合	9,760円
			入場料を徴収する場合	19,400円
第2ギャラリー			入場料を徴収しない場合	6,730円
			入場料を徴収する場合	13,300円
第3ギャラリー			入場料を徴収しない場合	11,700円
			入場料を徴収する場合	23,500円
第4ギャラリー	全部の利用		入場料を徴収しない場合	28,320円
			入場料を徴収する場合	56,400円
	一部の利用	2/3の利用	入場料を徴収しない場合	18,880円
			入場料を徴収する場合	37,600円
		1/3の利用	入場料を徴収しない場合	9,440円
			入場料を徴収する場合	18,800円

備考

1 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。

2 やむを得ない理由により午前9時前又は午後7時後に利用する場合の利用料金の額は、4ギャラリーの時間外利用料金のとおりとする。

3 1月にギャラリーを利用する場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の90を乗じて得た額とする。

4 利用日の60日前から14日前までにギャラリーの利用を申込み場合の利用料金の額は、各利用区分における利用料金の額に100分の80を乗じて得た額とする。

5 3及び4の場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 ホール、会議室等の時間外利用料金

利用区分		利用時間区分	午前9時から正午までの利用時間区分に接続して午前9時前又は正午から午後1時までの時間帯を利用する場合	午後1時から午後5時までの利用時間区分に接続して正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	午後6時から午後10時までの利用時間区分に接続して午後5時から午後6時まで又は午後10時後の時間帯を利用する場合
メインホール	平日		6,600円	9,240円	12,540円
	土曜日、日曜日及び休日		8,260円	11,560円	15,450円

サブホール	平日	2,520円	3,540円	4,780円
	土曜日、日曜日及び休日	3,120円	4,440円	6,000円
第1楽屋から第4楽屋まで、第10楽屋及び第11楽屋（1室について）		150円	140円	190円
第5楽屋から第9楽屋まで（1室について）		440円	450円	550円
第12楽屋及び第13楽屋（1室について）		190円	190円	250円
特別会議室		3,100円	3,120円	3,900円
第1会議室		2,400円	2,380円	3,000円
第2会議室		1,480円	1,480円	1,840円
第3会議室及び第4会議室（1室について）		1,340円	1,340円	1,660円
第1和室及び第2和室（1室について）		380円	380円	460円
音楽練習室		940円	940円	1,170円
古典芸能練習室		550円	550円	700円
演劇練習室		870円	870円	1,090円
リハーサル室		1,520円	1,510円	1,890円

備考 30分当たりの利用料金とする。

4 ギャラリーの時間外利用料金

利用区分	利用時間		午前9時前又は午後7時後に利用する場合
第1ギャラリー			580円
第2ギャラリー			400円
第3ギャラリー			700円
第4ギャラリー	全部の利用		1,690円
	一部の利用	2/3の利用	1,130円
		1/3の利用	560円

備考 30分当たりの利用料金とする。

5 附属設備及び器具の利用料金

分類	名 称	施設区分	単位	利用料金
	所作台	メインホール	式	8,990円
		サブホール	式	6,170円
	松羽目	ホール	式	1,440円
	竹羽目	ホール	式	2,570円

舞	毛せん	ホール	枚	180円
		練習室	枚	100円
台	高座用布団	共通	枚	270円
	平台	共通	台	150円
	音響反響板	メインホール	式	6,730円
附	オーケストラピット	メインホール	式	6,730円
	指揮者台	ホール	台	320円
	指揮者用譜面台	ホール	台	220円
	譜面台	共通	台	100円
属	バンドディレクターシステム	共通	式	530円
	コントラバス用椅子	共通	脚	100円
設	演台	メインホール	式	710円
		サブホール	式	660円
	司会者台	ホール	台	270円
備	大太鼓	共通	式	1,110円
	金屏風	ホール	双	1,780円
	銀屏風	ホール	双	1,780円
	鳥の子屏風	ホール	双	1,780円
及	地絣	ホール	式	1,440円
	紗幕	ホール	式	1,330円
び	紅白幕	メインホール	式	1,110円
	浅黄幕	メインホール	式	1,110円
	定式幕	メインホール	式	1,110円
	ジョーゼット幕	ホール	式	1,330円
器	ビニール Horizont 幕	ホール	式	1,330円
	鳥屋囲	メインホール	式	1,110円
	金砂子囲	ホール	式	2,230円
具	バレエ用シート	メインホール	式	11,100円
		サブホール	式	5,610円
		リハーサル室	式	8,990円
	雪かご	ホール	式	1,330円
	仮設能舞台	ホール	式	17,800円
	ドライアイスマシーン	ホール	台	1,670円

照 明 附 属 設 備 及 び	フットライト	メインホール	列	880円
	花道フットライト	メインホール	列	530円
	ローアホリゾンライト	メインホール	列	1,330円
		サブホール	列	1,110円
	ボーダーライト	メインホール	列	1,230円
		サブホール	式	1,230円
	中アッパーホリゾンライト	メインホール	列	2,000円
	アッパーホリゾンライト	メインホール	列	3,130円
		サブホール	列	1,780円
	第1フロントサイドスポットライト	メインホール	列	740円
	第2フロントサイドスポットライト	メインホール	列	740円
	第3フロントサイドスポットライト	メインホール	列	740円
	第1シーリングスポットライト	メインホール	列	2,790円
	第2シーリングスポットライト	メインホール	列	5,610円
	第5シーリングライト	サブホール	列	2,240円
	第6シーリングライト	サブホール	列	1,480円
	コンダクタースポットライト	メインホール	台	650円
	センターピンスポットライト	メインホール	台	2,790円
	プロジェクタースポットライト (1.2KW)	ホール	台	2,770円
	プロジェクタースポットライト (4 KW)	ホール	台	3,920円
HMI スポットライト	ホール	台	1,110円	
ピンスポットライト	サブホール	台	1,110円	
エリプソイダルスポットライト	ホール	台	510円	
電動ピンスポットライト	メインホール	台	1,110円	
スポットライト (500W)	ホール	台	220円	
スポットライト (1 KW)	ホール	台	320円	
スポットライト (1.5KW)	ホール	台	430円	
スポットライト (2 KW)	ホール	台	530円	
ストリップライト (6灯用)	ホール	本	220円	
ストリップライト (12灯用)	ホール	本	320円	
び	スライドキャリアマスク	ホール	台	1,110円

器 具	エフェクトマシーン	ホール	台	1,110円
	センターレスマシーン	ホール	台	1,110円
	リップルマシーン	ホール	台	1,110円
	ファイヤーマシーン	ホール	台	1,110円
	ドラムマシーン	ホール	台	1,110円
	ミラーボール	ホール	式	1,110円
	オーバーヘッドマシーン	ホール	台	1,670円
	ストロボ	ホール	台	1,670円
	星球	ホール	式	1,110円
	ロスコマシン	ホール	台	1,730円
	波マシーンエフェクトライト	ホール	台	1,110円
	I T Oセンターレス	ホール	台	640円
音	拡声装置	メインホール	式	4,150円
		サブホール	式	3,360円
		会議室	式	2,230円
		練習室	式	530円
響	はね返りスピーカー	ホール	本	530円
	移動ステージスピーカー	ホール	本	1,110円
	3点吊マイクロホン装置	ホール	式	1,110円
附	ワイヤレスマイク	ホール	本	2,000円
	コンデンサーマイク	ホール	本	1,560円
	ダイナミックマイク	ホール	本	1,110円
属	ポータブルマイクシステム	共通	式	530円
	可搬型マイクロホンエレベーター	ホール	本	870円
設	マイクスタンド	共通	本	100円
	音響移動卓	ホール	台	1,330円
備	カセットテープレコーダー	共通	台	1,110円
	C Dプレーヤー	共通	台	1,110円
	M Dプレーヤー	共通	台	1,110円
及	オープンテープレコーダー	共通	台	1,670円
	レコードプレーヤー	ホール	台	1,670円
練習室		台	1,110円	
び				

器 具	デジタルオーディオテープレコーダー	ホール	台	1,110円
	ダイレクトボックス	ホール	台	620円
	ライン入出力	ホール	回線	310円
	マルチケーブル	ホール	式	510円
	音響効果機器	ホール	台	1,030円
	音響補正機器	ホール	台	510円
そ の 他 の 附 属 設 備 及 び 器 具	スライドプロジェクター	共通	台	1,330円
	ビデオデッキ	共通	台	1,110円
	ビデオカメラ	共通	台	2,230円
	ビデオモニター	共通	台	2,230円
	モニターテレビ	共通	台	510円
	オーバーヘッドカメラ装置	共通	台	1,330円
	オーバーヘッドプロジェクター	共通	台	1,330円
	16mm映写機	共通	台	4,930円
	スクリーン（移動式）	共通	台	530円
	ピアノ（外国製グランド）	ホール	台	11,100円
		リハーサル室	台	1,670円
	ピアノ（国産グランド）	ホール	台	5,610円
		音楽練習室	台	1,670円
	アップライトピアノ	共通	台	1,250円
	ポジティブオルガン	共通	台	5,610円
	持込器具電源利用料	ホール	500W	220円
移動式ステージ	共通	台	150円	
液晶プロジェクター	共通	台	1,330円	
DVDプレイヤー	共通	台	1,110円	

備考

- 1 利用料金の額は、1 ホール、会議室等の利用料金の表に定める利用時間区分（ギャラリーにあっては、利用時間。以下「利用時間区分」という。）ごとの額とする。
- 2 利用時間区分以外の時間（2 以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2 以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の利用料金の額は、3 時間を単位（3 時間に満たない時間は、3 時間とみなすものとする。）としてこの表で定める額（ギャラリーにあっては、この表に定める額に100分の40を乗じて得た額）とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 施設区分欄における「共通」とは、ホール、ギャラリー、会議室、練習室、和室及びリハーサル室を

いう。

- 4 「持込器具電源利用料」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量500W毎に徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。

(県民文化課)

○令和元(2019)年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項に規定する砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により公告する。

令和元(2019)年9月10日

栃木県知事 福田 富一

1 試験日時

令和元(2019)年11月8日(金)

午前10時から正午まで(120分)

2 試験場所

栃木県庁北別館401会議室

宇都宮市戸祭元町1-25

3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験手続

(1) 受験願書及び添付書類

砂利採取業者の登録等に関する規則第10条の規定による受験願書1部、写真2葉(縦6cm、横5.5cmの正面上半身像で、受験願書提出前6月以内に撮影したもの。その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。)

(2) 願書受付期間

令和元(2019)年10月8日(火)から同月23日(水)まで。ただし、郵送分については、同日の消印のあるものまで有効。

(3) 受験手数料

栃木県収入証紙8,100円分(受験願書に貼ること。)

(4) 受験資格

特になし

(5) 願書提出先及び問合せ先

栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当(本館6階)

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 ☎028(623)3197

(6) 合格者の発表

ア 合格発表日時

令和元(2019)年11月29日(金)午前10時

イ 合格発表場所

県庁屋外掲示場に掲示する。

ウ 合格証の交付

合格発表後、合格者には、合格証を郵送により交付する。

(7) その他

受験願書は、栃木県産業労働観光部工業振興課に備え付けるとともに県ホームページに掲載する。

なお、受験願書の郵送を希望する場合は、表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱記した封筒に、84円分の切手を貼った返信用封筒(送付先住所及び氏名を明記すること。)を同封の上、請求すること。

この場合において、受験願書の送付は、令和元（2019）年10月1日（火）以降となる。

（工業振興課）